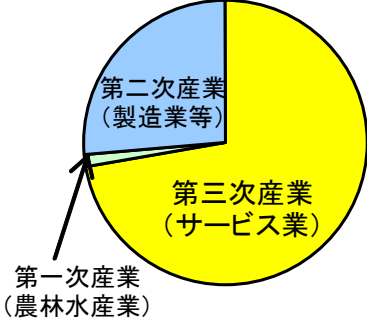
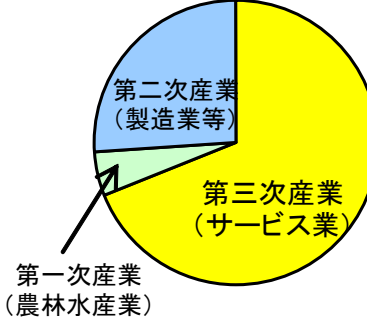


平成 20 年度予算概算要求等に係る事前評価書

平成 19 年 8 月

政策名	1. 経済産業政策		
施策名	10. 経済産業統計の整備		
主管課名	経済産業政策局 調査統計部 総合調整室	主管課長名	参事官 佐伯 俊則

施策目的 ※長期的インパクト	経済産業統計の整備及び着実な実施を図り、経済産業政策の企画立案及び事前・事後評価に必要な基礎情報を提供するとともに、経済産業統計が事業者や個人にも幅広く利用されるものとする。
施策目標・指標 ※中・短期的な アウトカム	施策目的を実現するため、以下の《施策目標》の実現を図っていく。 (1)経済社会の変化に対応した統計整備や統計制度改革への対応 (2)調査結果の利用拡大 (3)統計調査の効率的かつ着実な実施 (4)統計分野の国際協力・交流の推進 を通じて、経済産業政策の企画立案及び事前・事後評価に必要な基礎情報を提供するとともに、経済産業統計が事業者や個人にも幅広く利用されるものとする。 《指標》 (1)統計調査の見直し実績数(新設等含む) サービス分野の月次統計のカバー率(平成 20 年度までに「特定サービス産業動態統計調査」の拡充と総務省が検討を進めている新たな動態統計の創設により、サービス分野の月次統計のカバー率を 60%以上とする。※「大分類K金融・保険業」や「大分類R公務」など月次ベースで動態を見る上で更なる検討が必要な業種が存在するため 100%とはならない。) (2)インターネットアクセス件数(平成 22 年度に 200 万件/年度) 統計表インターネット提供率、統計表スプレッドシート整備率(平成 21 年度以降 100%) ホームページの共通メニュー及び共通掲載項目準拠率(平成 19 年度 100%)

	(3)民間委託件数 公表遅延ゼロ継続日数(365 日／年度) 統計情報システムの最適化の実施による費用削減効果(平成 23 年度までに年間約 4.6 億円(業務処理時間の削減による効果含む))※最適化による費用削減効果は様々な条件を置いて現時点で算出したものであり、状況の変化等により費用削減効果は変動しうる。なお、数値は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」を踏まえた予算の平準化、運用開始年度変更後の実目標。
施策の必要性 ※施策の背景、行政関与の必要性	統計は、国・地方公共団体の政策運営や事業者・国民の意思決定に不可欠なデータを幅広く提供する情報基盤となっている。他方で、今日の我が国の統計は、以下のような課題に直面しており、経済社会の実態を十分的確に反映したデータを提供するものとなっていない。 (1)経済社会の変化に対応した統計整備 産業統計の整備状況をみると、産業別のウェイトが近年著しく高まった第三次産業(名目GDP・就業者ベースで約7割)に係る統計の整備は十分でなく、中でも第三次産業全体を把握する網羅的な統計や、新規・新興の事業分野あるいは各府省の所管にまたがる事業分野に係る統計などでその傾向が顕著となっている。 経済産業政策の企画立案に必要な基礎資料を提供するとともに、事業者や個人が客観的な意思決定を行うための統計データを提供できるよう、経済センサスの創設及びサービス統計の抜本的拡充等を通じて、経済社会の変化に対応した経済産業統計を整備することが必要である。 (参考1)経済社会の中で大きなウェイトを占める第三次産業 ○名目GDP(平成17年) ○就業者(平成17年)  

(2)ユーザーニーズを踏まえた統計データの公表・提供

ユーザーニーズを踏まえた統計データの公表・提供を行うため、ホームページにおける統計データの公表・提供の拡大やコンテンツの充実、オーダーメイド統計や匿名データの提供など高度な二次的利用の促進、分析・解析結果の更なる提供等により一層の調査結果の利用拡大を進める必要がある。

(3)行政効率化の観点から踏まえた、統計調査業務の着実かつ効率的な実施

行政効率化に資するよう、統計調査業務については、公表遅延ゼロを継続するなど着実に実施するとともに、統計調査に係る業務・システムの全体最適化、統計調査業務の民間開放等を通じて、業務の効率化を進めトータルコストや業務処理時間を削減していく必要がある。

(4)グローバル化に対応した東アジア地域における統計分野の国際協力・交流の推進

東アジア諸国の統計は一定程度整備されてきたものの、各国の「産業分類」等が統一されておらず、東アジア地域の実情に応じた産業実態の国際比較には課題が存在。東アジアにおける国際的な事業展開を拡大させる我が国企業・産業界のニーズに応えるためには、各国の事業環境・経済諸制度等を含む幅広い共通インフラが必要であり、統計についても、東アジア経済圏のビジネス環境の整備の一環として、各国統計データの相互比較可能な共通の「産業分類」や「品目の定義」を作ることが必要である。

これらの課題を解決するに当たっては、統計の真実性を確保しつつ、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、制度の改善発達を図るためには、関係する行政機関が統一的に関与する必要がある。また、経済産業省としても、経済社会の実態を的確に反映する統計データを提供するため、必要な調査等を行い経済産業統計の整備を進めていく必要がある。

施策目標実現
へ向けた
取組の全体像

施策目標である次の4項目を実現するために、当省としては以下に述べる取組を展開していく。

- (1)経済社会の変化に対応した統計整備や統計制度改革への対応
- (2)調査結果の利用拡大
- (3)統計調査の効率的かつ着実な実施
- (4)統計分野の国際協力・交流の推進

各項目における主な取組は以下のとおり。

- (1)経済社会の変化に対応した統計整備や統計制度改革への対応

経済センサスの実施に向けた具体的な調査手法・調査内容等の検討、サービス統計(※)や企業関係統計など分野別統計の整備等を行う。また、統計法改正による、統計整備の司令塔機能の強化等に対して積極的な対応を行う。

(今後のスケジュール)

- | | |
|------------|--|
| 平成 20 年度 | サービス産業動向調査(仮称)の創設(総務省)、特定サービス産業動態統計調査の拡充(経済産業省) |
| 平成 21 年度 | 経済センサスの実施(事業所・企業の捕捉に重点を置いた調査)(総務省) |
| | 特定サービス産業実態調査の拡充(平成 18 年から平成 21 年まで段階的に実施)(経済産業省) |
| 平成 23 年度 | 経済センサスの実施(経理項目の把握に重点を置いた調査)(総務省・経済産業省) |
| 平成 27 年度まで | 経済センサスの実施後サービス産業を幅広く捉えた構造統計の整備 |

(※) 現在サービス産業分野について月次ベースで売上高を把握している統計調査は、「商業動態統計調査」(経済産業省)、「特定サービス産業動態統計調査」(経済産業省)、「通信産業動態調査」(総務省)、「建設関連業等の動態調査」(国土交通省)である(「サービス産業分野における新たな動態統計の整備について」(平成 18 年3月総務省サービス統計研究会))。これらの統計でサービス産業分野の 231 業種(日本標準産業分類大分類G～Sに含まれる小分類の業種)のうち 66 業種の売上高については何らかのカバーをしている。「特定サービス産業動態統計調査」の拡充と総務省が検討を進めている新たな動態統計(「サービス産業動向調査(仮称)」)の実施によりサービス産業分野の6割以上をカバーする予定である。※中長期的課題としてどのような動態統計を整備すべきか検討すべきである「大分類K金融・保険業」や、そもそも月次ベースの統計がなじむのかどうか議論が必要である「大分類R公務」や「大分類O教育、学習支援業」のうち「中分類 76 学校教育」などが存在するため 100%とはならない。

- (2)調査結果の利用拡大

ユーザーニーズを踏まえつつ、ホームページにおける統計データの公表・提供の充実を図りユーザーの利便性向上を図る。具体的には、平成 19 年度中に解説等のコンテンツの充実・共通化、平成 21 年度までに全統計表のインターネットへの掲載を行う。また、過去の統計データについても随時電子媒体を進めホームページにおいて提供を行う。

統計法改正により平成 21 年度以降可能となるオーダーメイド統計や匿名データの作成・提供といった高度な二次的利用について促進のための検討を進める。

統計調査の結果を分かり易い形で幅広く国民に提供するため、四半期ごとに行っている「産業活動分析」を継続して着実に実施し、インターネット等により公表を行う。

景気判断の基礎資料として活用されている鉱工業指数及び第3次産業活動指数については、経済社会の変化を踏まえ、平成20年4月に予定している平成17年基準改定に向けた検討を行う。

(3)統計調査の着実かつ効率的な実施

統計調査業務に関して、公表遅延ゼロ(365日／年)を継続するなど着実に実施する。

また、次期調査統計システムの構築(第1次リリース:平成21年度予定、第2次リリース:平成22年度予定)に向け、統計調査等業務の業務・システムの最適化を図り、プロジェクトを推進する。

加えて、政府全体における民間開放・市場化テストに関する議論を踏まえつつ、統計調査業務の民間開放を進め統計調査業務の効率化の取組を進める。経済産業省企業活動基本調査については平成20年度から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施する。

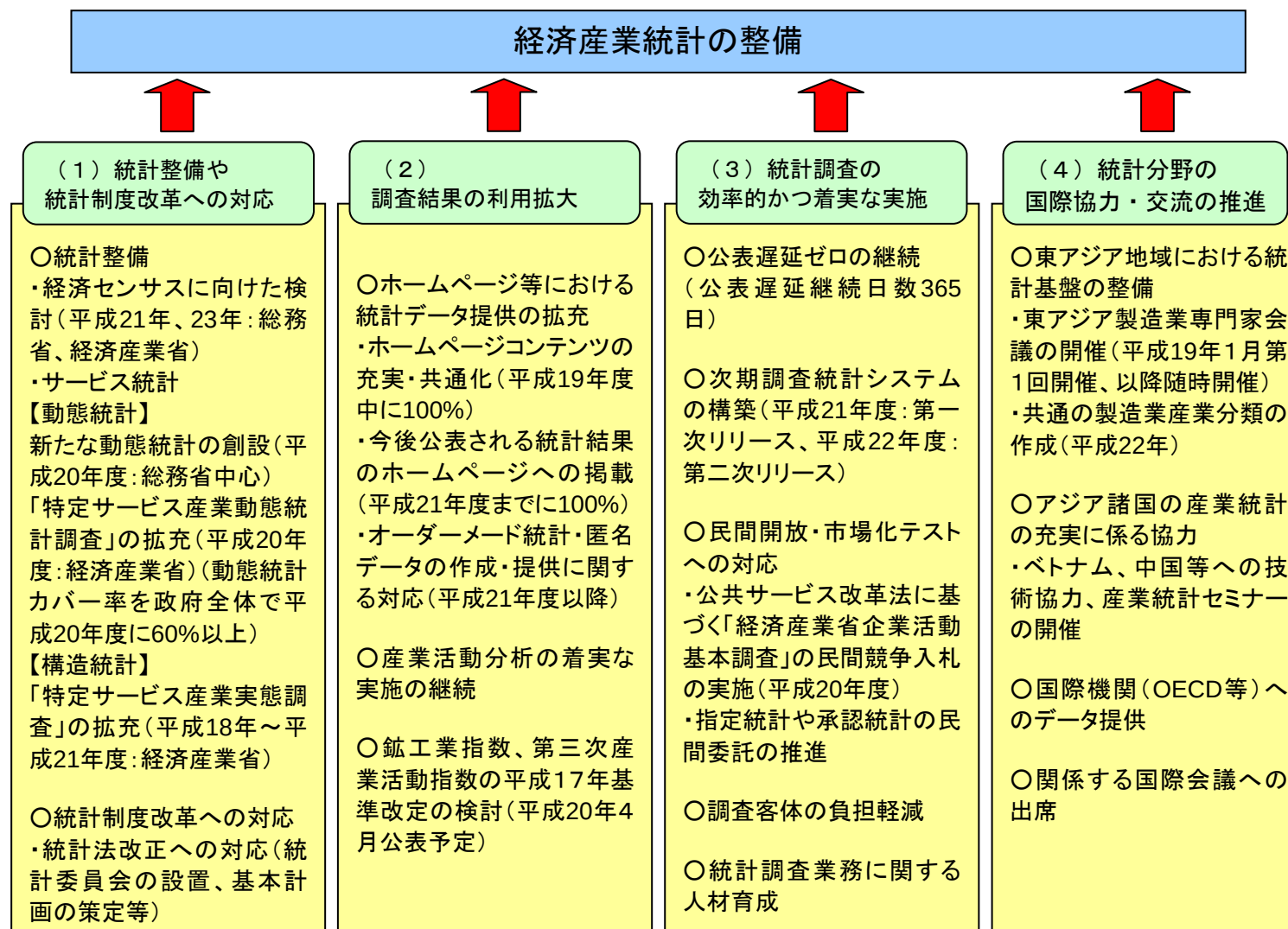
併せて、調査方法・調査項目等の見直しによる調査客体の負担軽減や統計調査を実施する人材育成を図る。

(4)統計分野の国際協力・交流の推進

アジア諸国の産業統計の充実に係る協力を行うとともに、国際機関、関係国等との連携を図り、統計調査データの提供、関係する国際会議への出席、人材育成のための研修等を行う。

アジア諸国の産業統計の充実については、東アジア製造業統計専門家会議(平成19年1月立ち上げ)等において、平成22年度に予定している共通な製造業産業分類(4桁分類)の構築に向けた検討を進める。

(取組の全体像)



施策の実施状況

《施策開始時期～終了予定時期》
平成 18 年度 ～ 平成 22 年度

《目標達成状況・指標の推移》

指標	H17 年度	H18 年度	H19 年度 (目標値)	H20 年度 (目標値)	H21 年度 (目標値)	H22 年度 (目標値)
(1)統計制度改革、大規模統計の見直し、新たな統計の創設						
①統計調査の見直し実績数(新設等含む)(注1)	6	4				
②サービス分野の月次統計のカバー率(注2)(上 段:政府全体でのカバー率、下段:うち経済産業省に よるカバー率)	28.6% 26.4%	28.6% 26.4%	28.6% 26.4%	60%以上 31.2%	60%以上 31.2%	60%以上 31.2%
(2)統計結果の利用拡大						
③インターネットアクセス件数(万件)	104	97	140	160	180	200
④インターネット提供状況(上段:統計表インター ネット提供率、下段:統計表スプレッドシート整備 率)(注1)(注3)	- -	84.7% 87.5%	90% 90%	95% 95%	100% 100%	100% 100%
⑤ホームページの共通メニュー及び共通掲載項目 準拠率(注1)	-	0%	100%	100%	100%	100%
(3)統計調査の着実かつ効率的な実施						
⑥民間委託件数(上段:民間委託件数、中段:うち 包括的民間委託件数、下段:うち公共サービス 改革法に基づく民間委託件数)(注1)	15 2 -	15 2 -	15 4 -	15 5 1		
⑦公表遅延ゼロ継続日数(日)(注1)	365	365	365	365	365	365
(4)統計分野の国際協力・交流の推進						
⑧国際協力数(受入実績)(注4) (上段:件、下段:人)	14 62	5 33				
⑨国際協力数(派遣実績) (上段:件、下段:人)	8 17	15 25				

(注1) 調査統計部実施分。統計調査によっては毎年実施しないものもあるため、対象となる統計調査が毎年変化することに注意。
(注2) 日本標準産業分類小分類(G～Sの全 231 業種)に占める業種数により算出。一部、「学校教育」や「公務」など月次ベースで動態を見る上で更なる検討が必要

	な業種が存在するため 100%とはならない。 (注3) スプレッドシート整備率は、インターネット掲載を行っている統計表に対しての割合である。 (注4) 相手国の要請に基づき行うため、要請が無かった場合など他律的要因により変動する。 《投入コスト》 <table><tr><th></th><th>H18 年度</th><th>H19 年度</th><th>H20 年度</th></tr><tr><td>総予算執行額(億円)</td><td>24.77</td><td>54.66 (予算額)</td><td>30.71 (見込額)</td></tr></table> ※総予算執行額は、施策の各年度における事業構成(前年度の事前評価書)に基づいて集計された額であるため、予算要求書における額とは必ずしも一致しない。 ※平成 18 年度の執行額は、34施策への整理が未実施であったため、参考値として記載する。 ※総予算執行額には、交付金、共通管理経費、事務費を含まない。		H18 年度	H19 年度	H20 年度	総予算執行額(億円)	24.77	54.66 (予算額)	30.71 (見込額)
	H18 年度	H19 年度	H20 年度						
総予算執行額(億円)	24.77	54.66 (予算額)	30.71 (見込額)						
平成20年度 における 施策の展開	平成 19 年度においては、サービス統計の抜本的拡充に関する事項を中心に施策を展開した。具体的には、予算においては特定サービス産業実態調査の拡充を実施(調査業種を4業種追加)、機構定員においては、サービス統計企画の定員を1名増員した。また、平成 19 年通常国会において統計法の改正が行われた(総務省)。 引き続き経済産業統計の整備を進めるためには、サービス統計の抜本的拡充に関する取組を継続するほか、経済センサスの創設に向けた検討、統計調査業務の民間開放、調査結果の利用拡大を図ること等が重要な課題となっている。そのため、平成 20 年度要求に当たっては、以下の施策の改善・見直しを行う。 《予算》 ・経済センサスの試験調査に係る予算を要求する。 ・サービス統計の抜本的拡充に資するため、特定サービス産業実態調査、特定サービス産業動態統計調査について拡充を図るための経費を要求する。 ・経済産業省企業活動基本調査について、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を平成 20 年度から実施するため、民間委託に係る経費を要求する。 ・経済産業統計の調査結果の利用拡大を図るため、ホームページの拡充に係る予算を要求する。 ・従来簡易的に作成していた、産業連関表延長表について内容の充実を図るための予算を要求する。 《機構定員》 ・統計法改正により可能となるオーダーメイド統計、匿名データの作成・提供に関する定員を要求する。								

	・東アジア地域における国際的な統計基盤整備に関する定員を要求する。 ・サービス統計の抜本的拡充に資するよう、サービス統計の統計調査業務を担当する定員を要求する。 ・サービス統計の抜本的拡充に資するよう、サービス指標に関する定員を要求する。
施策の有効性・効率性 ※施策効果 ※施策効果と施策コストとの関係、他の施策手段との比較等	《施策効果・有効性》 経済産業統計は、国・地方公共団体の政策運営や事業者・国民の客観的な意思決定に必要な不可欠なデータを幅広く提供しており、有効性は高い。 また、重点的に取り組みを行う4項目の有効性は以下のとおり。 (1)経済センサスの創設やサービス統計の抜本的拡充等経済社会の変化に対応した統計を整備することにより、これまで未整備であった第三次産業等の経済活動の動向把握が可能となる。また、四半期GDP(QE)の精度向上にも資する。 (2)(3)既存統計調査を着実に実施するとともに、インターネットを中心とした統計データの公表・提供の拡充など調査結果の利用拡大を促進することにより、効率的かつ的確に政策の企画立案及び事前・事後評価に基礎情報を提供し、事業者や個人にも広く情報基盤となる統計データを供給することが可能となる。 (4)アジア各国の統計データの相互比較可能な共通の「産業分類」や「品目の定義」を作るなど、統計分野の国際協力・交流を進めることにより、東アジアにおける国際的な事業展開を拡大させる我が国企業・産業ニーズに応えることが可能となる。 《効率性》 経済センサスの実施に伴う既存大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化、統計調査業務の民間委託、統計調査に係る業務・システムの全体最適化等により、統計調査業務を効率的に実施することができる。 また、経済社会の変化に応じた統計の見直しを進め、必要な統計を重点的に整備することにより、新たな政策立案や利用者のニーズに的確に対応したきめ細やかな情報提供を効率的に行うことができる。
関連する閣議決定や施政方針演説等における位置付け	○「基本方針 2004」(平成 16 年6月、閣議決定) 第1部 「重点強化期間」の主な改革 2. 「官の改革」の強化 (3)行政改革 国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。 ○「基本方針 2005」(平成 17 年6月、閣議決定) 第4章 当面の経済財政運営と平成 18 年度予算の在り方 2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために－活性化のための政策転換－ (4)活性化を目指した歳出の見直し

(統計整備の推進)

「基本方針 2004」に基づいて、経済社会の実態を的確に捉える統計を整備するとともに、統計制度の改革を推進する。

- ・統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す。
- ・産業構造の変化等に対応した統計(経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス(仮称)、サービス統計、観光統計等)を整備する。
- ・サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する。

○「基本方針 2006」(平成 18 年7月、閣議決定)

第2章 成長力・競争力を強化する取組

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

(1) 国際競争力の強化

② アジア等海外のダイナミズムの取組

- ・APEC への取組の強化に加え、東アジアにおいて、新たに、OECD のような、統計整備や貿易、投資・金融市場、産業政策、エネルギー・環境等に関する政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向け、アジア太平洋地域にわたる協力も得ながら、取り組む。

第2章 成長力・競争力を強化する取組

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

(2) 生産性の向上(ITとサービス産業の革新)

② サービス産業の革新

- ・サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を 2008 年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図る。

第3章 財政健全化への取組

2. 「簡素で効率的な政府」への取組

- ・統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会(仮称)として設置する方向で検討する。統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出するとともに、「基本方針 2005」に基づく統計整備を進める。あわせて、統計の構造改革の推進や市場化テストの導入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進する。

○基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)P33,34

第3章 21 世紀型行財政システムの構築

7. 市場化テストの推進

【具体的手段】

	(1)対象業種の抜本的拡大 監理委員会が平成19年2月に選定した「ハローワーク等」、「統計調査」、「公物管理」、「窓口」、「徴集」、「施設・研修等」の6つの重点分野を中心に、各府省・独立行政法人において、監理委員会と十分に協議しつつ、市場化テストの対象事業の拡大について自主的・積極的な検討を行い、検討結果を平成19年の「公共サービス改革基本方針」の改定に反映する。 (3)統計調査関連業務 統計調査関連業務について、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定等を踏まえ、「統計法」の本格施行を視野に入れて、市場化テストの導入を積極的に推進する。 ○「経済成長戦略大綱」(平成18年7月、財政・経済一体改革会議決定、平成19年6月改定) 第1 国際競争力の強化 2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み (1)日本のイニシアティブによる東アジア経済統合の推進とWTOドーハ・ラウンドへの積極的取組 ④ 東アジアにおけるOECDのような国際的体制の構築に向けた取組 (本文) 東アジアにおいて、OECDのような、統計整備や貿易、投資・金融市場、産業政策、エネルギー・環境等に関する政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向け、東アジア経済統合の推進に資する研究を早期に開始するため「東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)」を設立し、また、アジア太平洋地域における情報共有強化のため「アジア太平洋経済研究メカニズム(EiSMAP)」を推進するなど、積極的に取り組む。 第2 生産性の向上(ITとサービス産業の革新) 2. サービス産業の革新 (3)サービス統計の抜本的拡充 (本文) 四半期毎のGDP(QE:Quarterly Estimates)を始めとする経済指標の精度向上に資するため、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設する。関係府省は関係する統計によるデータ提供等により緊密に連携する。 また、2009年及び2011年の経済センサスの実施により、的確な母集団名簿の整備を進め、サービス産業を幅広く捉えた構造統計を整備する。さらに、eコマースに関する統計の整備について検討を進める。 あわせて、各府省の作成する統計全体を見渡して統計体系の整備を総合的・計画的に進めていく真に府省横断的かつ専門性を兼ね備えた司令塔機能の強化を通じて、サービス統計の抜本的拡充を図る。 (工程表) <u>短期(07年度内)</u>
--	--

	○統計法の改正に基づき、統計委員会の設置及び公的統計の整備に関する基本計画の策定に関する取組を進める。 ○2007 年度にサービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計(サービス産業動向調査(仮称))の創設に向けた試験調査を実施する。関係府省は既存統計によるデータ提供などによる連携に向けた方策の検討を進める。 ○特定サービス産業実態調査の調査対象業種を 2009 年までに7業種(2006 年)から 28 業種に段階的に拡充することについて検討する。 <u>中期(～08 年度)</u> ○2008 年度にサービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計(サービス産業動向調査(仮称))を創設する。 ○2008 年度までに特定サービス産業動態統計調査の調査対象業種を 28 業種に拡充することについて検討する。また、統計調査の効率的な実施の観点から、サービス産業動向調査(仮称)との連携を図る。 <u>長期(～15 年度)</u> ○2009 年及び 2011 年の経済センサスの実施により、的確な母集団名簿の整備を進め、サービス産業を幅広く捉えた構造統計を整備する。 ○eコマースに関する統計を整備する。 第4 改革の断行による新たな需要の創出 (2)民間の創意工夫を活用した公共サービスの改革(官製市場改革) (工程表) <u>短期(07 年度内)</u> ○国・地方ともに競争の導入による公共サービスの改革を推進する。 ○官民競争入札等監理委員会が 2006 年 2 月に選定した「ハローワーク等」、「統計調査」、「公物管理」、「窓口」、「徴収」、「施設・研修等」の 6 つの重点分野を中心に、官民競争入札等の対象事業を拡大する。 ○内閣府経済社会統計整備推進委員会報告「政府統計の構造改革に向けて」(平成 17 年6月取りまとめ) 各府省が所管業種を対象として年次又は周期で整備している統計としては、経済産業省が一部の所管業種を対象に毎年又は3年周期で行っている「特定サービス産業実態調査」を始め比較的多くの種類があるが、「サービス業基本調査」を含めてそれらの調査は調査対象については相当程度の内容を把握することができる内容となっているものの、サービス産業全体からみればその調査対象は一部にとどまっており、サービス産業の全体像を明らかにするものとはなっていない。さらに、月次や四半期ベースの統計は経済産業省が一部の所管業種を対象に行っている「特定サービス産業動態統計調査」を除けばほとんど整備されていない。(中略) 以上のような状況は、産業統計としての利用に支障を来しているだけでなく、我が国の経済活動に占める第3次産業のウェイトが圧倒的に高いことを背景にGDP関連統計や産業連関表の精度上の大きな制約要因となっており、統計体系の整備の観点からもその改善が強く望まれている。とりわけQE(四半期別GDP速報)作成の基礎統計としては、現在は一部の業種のみに限られている月次ベースの統計がサービス産業全体の動向を概括的に把握するものに拡充されることへの期待がとりわけ高い。 <具体的な取組> QEを始めとする経済指標の精度向上に資するため、サービス産業に係る動態統計が未整備の分野について、生産・雇用等の状況を月次
--	---

ベースで把握できる動態統計を創設し、既存の統計と併せてサービス産業全体を概括的に把握できる統計を整備することに向け、総務省は、関係府省と協力しつつ、有識者等を含む検討の場を速やかに立ち上げ、平成 17 年度中を目途にその枠組みについて結論を得るべきである。

○内閣府統計制度改革検討委員会報告(平成 18 年6月取りまとめ)

平成 18 年6月経済社会統計整備推進委員会の後継組織として設置された統計制度改革検討委員会により、新たな法制度の基本的な枠組み、「司令塔」の在り方について委員会報告が行われた。

※この報告を受け、総務省政策統括官(統計基準担当)において、統計法制度を抜本的に改革するための法律案を平成 19 年次期通常国会に提出するための検討が開始されたところ。

また、統計整備の「司令塔」については、平成 18 年 5 月 18 日の経済財政諮問会議において、内閣官房を中心に検討を進めるとされたことを受け、政府部内で調整がなされた結果、統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会(仮称)として設置する方向で検討が行われている。

○総務省サービス統計研究会報告書「サービス産業分野における新たな動態統計の整備について」(平成 18 年3月取りまとめ)

◆統計の目的

新たな動態統計は、我が国におけるサービス産業全体の動向を明らかにし、QEを始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的とする。

◆調査実施に向けたスケジュール

平成 18 年度:企業ヒアリングによる多様な業種ごとの売上高の把握可能性など所要の事項についての検証・分析、標本設計、試験調査の実施の準備

平成 19 年度:試験調査の実施・分析、本調査の実施の準備

平成 20 年度:本調査の実施

◆今後の課題

サービス産業分野のうち一部の業種には、月次ベースの既存の動態統計調査が存在することから、これらの調査との関係を整理することが必要である。サービス産業全体の動向を明らかにする一つの統計表の作成に向け、既存統計調査の利活用状況を考慮しつつ、新たな動態統計調査の調査方法や調査項目など具体的な設計の検討を進め、既存統計調査との関係については、試験調査までに必要な事項の調整を行い、試験調査の結果などを踏まえ、整理することが必要である。

○「経済センサスの枠組みについて」(平成 18 年3月経済センサス(仮称)の創設に関する検討会決定)

経済センサスは、(中略)平成 23 年調査は、総務省(統計調査部)と経済産業省(調査統計部)が中心となって実施する。

○「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成 18 年3月、閣議決定)

	関係府省は指定統計調査について、総務省が平成 18 年度に実施する「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。 ○「公共サービス改革基本方針別表」(平成 18 年 12 月、改定を閣議決定) 1. 統計調査関連業務 (3) 統計調査の民間開放に向けた措置等 総務省における統計調査の民間開放の検討状況を踏まえ、総務省は、関係府省と連携して、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定を平成 19 年 5 月末までに措置する。各府省は、ガイドラインの改定作業と並行して、法に基づく対象業務とすることが適切な統計調査業務の洗い出しを含め、民間開放に向けた具体的方策について検討を行い、同年 5 月末までに結論を得る。
中間・事後評価の時期	平成 22 年度
施策に対するユーザーや有識者の意見	○(社)日本経済団体連合会の意見(独立行政法人経済産業研究所が設置した「統計データの公表・提供の在り方に係る研究委員会」第1回(平成 17 年7月)において) 経団連会員企業の多くは一般の事業会社であり、経営計画の策定などのために統計を利用している場合が多い。会員企業からは、各省ごとに掲載方法が異なるため使い方が分かりにくいといった意見や、データが一部しか掲載されていない、時系列データを含めてもっとデータを提供してほしい、といった意見が多い。一般の事業会社は、エコノミストのようなプロのユーザーではなく、政府が提供するデータを十分に使いこなせていない状況にある。ただし、経済産業省の動態統計の提供方法は、相対的にレベルが高いと考えている。 ○日本銀行の意見(同じく、「統計データの公表・提供の在り方に係る研究委員会」第1回(平成 17 年7月)において) 日本銀行は、経済産業省と同様データを提供する立場でもある。提供者側から考えて、本委員会での議論に関心を持っており、日本銀行でも参考にしたいと考えている。日本銀行は、統計公表について、ホームページを通じて行うことを基本としている。経済産業省のサイトについては、ユーザーによっては使いやすいという意見もある。 ○有識者(大学教授)の意見(平成 18 年9月ヒアリング) 他の統計データとマッチングして活用できるような基本的なデータの整備や、パネルデータの整備などを進めて欲しい。また統計全体の調査項目の定義・概念がバラバラなので統一して欲しい。 ○有識者(大学教授)の意見(平成 18 年 12 月ヒアリング) ホームページについては以前と比べて情報量が増え、分かりやすいページもあるが、統計ごとに様式が統一されていないこと、過去のデータが掲載されていない統計があること、検索システムが使いづらいことなど課題も存在する。

施策目標を実現するための具体的措置											
【予算措置（研究開発事業を除く）】											
事業名	会計名	再掲 (施策)	新規 継続	補助 委託等	開始 年度	終了 年度	18年度 予算額 (億円)	18年度 執行額 (億円)	19年度 予算額 (億円)	20年度 要求額 (億円)	事業概要
(1)一般事務処理費 (商工)	一般会計	－	継続	事務	M38	－	0.8	0.7	0.7	0.8	各種統計調査を円滑に実施するための管理的経費、各種データの提供に要する経費及び共通の経費。
(2)統計解析業務	一般会計	－	継続	事務	S25	－	0.5	0.4	0.4	0.5	鉱工業指数作成、産業連関表作成分析、国際統計分析データの整備、管内地域経済情勢の把握等。
(3)工業動態統計	一般会計	－	継続	事務 委託	M38	－	4.5	4.0	4.1	4.1	生産動態統計調査の実施、新世代統計システムの運用等。
(4)中小商業等統計 調査	一般会計	－	継続	事務 委託	S27	－	8.1	7.1	35.7	7.0	商業統計調査、特定第三次産業構造統計調査、特定第三次産業動態統計調査の実施、地域産業連関表作成、経済センサス創設に向けた検討会議等。
(5)中小工業等統計 調査	一般会計	－	継続	事務 委託	M42	－	11.6	10.8	11.2	14.7	工業統計調査の実施、工業統計調査票の電子保存、調査環境対策・統計調査員安全対策事業等。
(6)中小商工業等企 業統計調査	一般会計	－	継続	事務	S42	－	1.1	1.0	1.2	2.5	企業統計調査、海外現地法人四半期調査、外資系企業動向調査の実施等。
(7)一般事務処理費 (中小)	一般会計	－	継続	事務	M42	－	1.4	0.9	1.3	1.0	各種統計調査を円滑に実施するための共通の経費。
(8)中小企業実態基 本調査委託費	一般会計	○ (20 中小企業事 業環境の整備)	継続	委託	H16	H20	3.4	2.7	3.0	3.0	中小企業基本法第10条の規定に基づき、製造業、建設業等の幅広い業種の中小企業に対して調査を行い、基礎的な経営情報を収集し、中小企業施策の企画・立案に資することを目的とした調査。
(9)エネルギー消費状況 調査委託費	エネルギー 需給勘定	○ (26 エネルギー源 の多様化・エネル ギーの高度利用)	継続	委託	H17	－	8.1	0.5	3.1	7.6	エネルギー消費統計(仮称)の実施、調査の企画立案等。
(10)成果重視事業電 子経済産業省構築 事業中小商工業等 統計調査費	一般会計	○ (06 ITの利活用 の促進)	継続	庁費	H16	H22	2.4	1.4	2.4	2.0	個別統計システムのメンテナンス及びアウトソーシング等、電子政府推進の観点から既存システムの適切な運用を図る。
(11)東アジア大等の対 外経済政策推進対 策費	一般会計	○ (11 通商政策)	継続	委託	H18	－	1.7 (0.5)	1.4 (0.5)	1.4 (0.4)	2.0 (0.5)	東アジア域内での事業環境・経済諸制度の調和・統一化を図るため、各国の諸制度を把握するとともに、企業ヒアリング、専門家を交えた研究会等を実施(括弧内は統計関係予算の内数)。

【法令・ガイドライン等】				
関連する法令・ガイドライン等名		法令・ガイドライン等の概要		
統計法		統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする。(全面改正された統計法案が平成 19 年5月 16 日成立、平成 19 年5月 23 日に公布された。公布の日から6月を超えない範囲内において一部施行、2年を超えない範囲内において全面施行の予定。)		
統計報告調整法		統計報告の徴集方法、報告様式その他統計報告の徴集について必要な調整を行い、もって統計報告の作成に伴う負担を軽減するとともに、行政事務の能率化を図ることを目的とする。(統計法の改正により、統計法公布の日(平成 19 年5月 23 日)から2年を超えない範囲内において、統計報告調整法は廃止され、統計法に一本化の予定。)		
統計調査の民間委託に係るガイドライン		統計調査の民間委託を推進するため、各府省が講ずべき措置について標準的な指針を示したもの。(平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ、平成 17 年 8 月 15 日改正、平成 19 年 5 月 30 日改正)		
【審議会等】				
審議会等名		関連する検討内容		
統計審議会		新設・改定を行う統計調査について、諮問し、答申を得る。平成 19 年度には、特定サービス産業実態調査や工業統計調査の改正に関する答申を得ている(諮問は平成 18 年度)。平成 20 年度においては、特定サービス産業実態調査の諮問を予定している。(統計法の改正により、統計法公布の日(平成 19 年5月 23 日)から6月を超えない範囲内において、統計審議会が廃止され、新たに統計委員会が内閣府に設置される予定。統計委員会においては、上記審議会の機能のほか、平成 20 年度末までに公的統計の整備に関する基本的な計画の審議が行われる予定。)		
【実施体制】				
施策に関連する主な課室		関連する業務概要	当該業務の実施体制	関連する機構定員要求概要
経済産業政策局 調査統計部		(1)経済社会の変化に対応した統計整備や統計制度改革への対応 (2)調査結果の利用拡大 (3)統計調査の効率的かつ着実な実施 (4)統計分野の国際協力・交流の推進	調査統計部長、参事官(3人)、統括経済産業調査官(3人)、経済産業調査官(3人)、統計企画調査官(1人)を含め、調査統計部 241 人	統計法改正に関する新規業務の発生に伴う増2人、東アジア地域における国際比較可能な産業統計整備に向けた新規業務の発生に伴う増1人、サービス産業統計の整備・拡充に伴う業務増加による増4人、サービス産業の統計指標の整備に向けた新規業務の発生に伴う増1人
資源エネルギー庁 総合政策課		エネルギー消費状況調査の実施	資源エネルギー庁総合政策課3人	特になし
中小企業庁 調査室		中小企業実態基本調査の実施	中小企業庁調査室2人	特になし